

復興特別所得税に関する政令の一部を改正する政令要綱

- 1 復興特別所得税に係る関係法令の適用の特例について、所要の規定の整備を行うこととする。(第13条関係)
- 2 この政令は、別段の定めがあるものを除き、令和7年4月1日から施行することとする。(附則関係)